

令和 6 年（行コ）第 282 号 損害賠償（住民訴訟）請求控訴事件
の結果について

1 事件番号等

- (1) 事件番号 令和 6 年（行コ）第 282 号
- (2) 事件名 損害賠償（住民訴訟）請求控訴事件
- (3) 控訴人 武蔵野市の住民ほか 1 名（以下「控訴人ら」という。）
- (4) 被控訴人 武蔵野市長
- (5) 判決言渡し年月日 令和 7 年 6 月 12 日
- (6) 裁判所名 東京高等裁判所

2 事案の概要

本件は、市において、吉祥寺本町 1 丁目 2125 番 3 の土地の取得及び吉祥寺本町 1 丁目 2103 番 3 の土地の売却を行ったことについて、違法であると主張して、当時の武蔵野市長個人に対する損害賠償請求権の行使を求めた裁判における判決（以下「原判決」という。）に不服のある控訴人らが、原判決の取消し等を求め、執行機関である武蔵野市長を被控訴人として、令和 6 年 10 月 23 日、東京高等裁判所に訴えを提起した事案である。

3 判決の主文

- (1) 本件控訴を棄却する。
- (2) 控訴費用は控訴人らの負担とする。

4 判決の要旨

- (1) 控訴人らの請求はいずれも理由がないと判断する。その理由は、当審における控訴人らの補充主張について判断を加えるほかは、原判決に記載のとおりである。

- (2) 当審における控訴人らの補充主張について

ア 控訴人らは、原判決が参照した最高裁判決（昭和 62 年 3 月 20 日第二小法廷判決及び平成 25 年 3 月 28 日第一小法廷判決）における契約と本件駐輪場の売却に関連した本件各売買契約が、契約の種類、内容、性質、目的等において、大きな差異があり、公益性の重みが全く異なる旨種々主張する。

本件における自転車駐車場及び消防団詰所は、ごみ処理施設やし尿処理のためのし尿中継槽のように保健衛生に関わるものではないが、住民が自転車で吉祥寺駅にアクセスした場合を想定して駅周辺の適地に駐輪場を確保することや同駅至近エリアにおいて自転車と歩行者の動線が輻輳している状況の下で適地に駐輪場を配置して歩行者の安全確保を図ることは、住民にとっての重要な生活利益に関わるものであるといえるし、消防団詰所の敷地拡張も、その機能拡充につながり、住民の生命、身体及び財産を守り、社会公共の福祉の増進に資するものであるから、同じく住民にとっての重要な生活利益に関わるものであるといえる。

イ 控訴人らは、武蔵野市による本件土地の売却は、必要性及び合理性のない交換的売買によるもので、当時の武蔵野市長の判断に裁量権の逸脱又は濫用があり違法であると主張する。

具体的には、武蔵野市の「利益の増進」は、既定方針としていた取引を正当化するための後付けの理由であり、実態を伴うものではないと主張し、それに関連した事実経過を種々主張するが、これを踏まえても、控訴人らの主張を直ちに認めることはできず、他に同事実をうかがわせるに足りる的確な証拠も存在しない。

そうすると、本件各売買契約が必要性及び合理性のない交換的手法のもとであったとはいうことができない。

ウ 控訴人らは、本件各土地売買の価格は適正な取引価格から大きく乖離しており、契約の対価に係る地方公共団体の長の判断に裁量権の逸脱又は濫用があるといえるものとして違法であるとする。

控訴人らが主張する事情は、基本的には原審における主張の繰り返しであり、これらがいずれも理由がないことは、原判決のとおりである。

市が依頼した不動産鑑定士の鑑定については、武蔵野市の財産価格審議会と武蔵野市監査委員から学識経験者として意見を聴取された不動産鑑定士により、最終的には異論ないものとされており、これを基に本件売買価格を決めた当時の武蔵野市長の判断に裁量権の逸脱又は濫用があったとはいえない。

(3) 以上によれば、原判決は相当であるから、控訴人らの控訴には理由がない。

5 今後の市の対応

控訴人らが上告等をした場合は、応訴することとし、本市顧問弁護士とともに適切に対応する。